

～ご来庁のみなさまへ（お願い）～

【 次の行為は **禁止行為** です 】

- (1) 凶器、爆発物その他の危険物の持ち込み、指定された場所以外の場所における火気の使用その他危険な行為
- (2) 庁舎、備品、植栽等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
- (3) みだりに物を放置する行為
- (4) 面会又は寄附を強要する行為
- (5) 正常な通行の妨害となる行為
- (6) 放歌、高唱、練り歩く等の行為
- (7) 乱暴な言動、泥酔等により他人に迷惑をかける行為
- (8) 庁舎にみだりに立ち入り、又は正当な理由なく長時間庁舎にとどまる行為
- (9) 喫煙をする行為（全面禁煙）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑かつ適正な遂行を妨げる行為

【 次の行為は **許可申請** が必要です 】

- (1) 寄附の募集、署名運動、物品の販売、保険又は預貯金の勧誘その他これらに類する行為
- (2) ポスターその他の印刷物、看板、幕その他これらに類するものを掲示し、配布し、又は散布する行為
- (3) テント、工作物その他の物件を置く行為
- (4) 集会等の開催
- (5) 多人数による見学
- (6) 撮影、録音その他これらに類する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

【 庁 舎 管 理 者 】